

| | |
|------------------|---|
| Title | 第一次ハロルド・ウィルソン政権とポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題、一九六四-一九六五年 |
| Sub Title | The Harold Wilson's first government and the Polaris submarine building programme, 1964-65 |
| Author | 小林, 弘幸(Kobayashi, Hiroyuki) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法学研究科 |
| Publication year | 2012 |
| Jtitle | 法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.94, (2012. 9) ,p.101- 125 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20120915-0101 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一次ハロルド・ウィルソン政権とポラリス・ミサイル 搭載型潜水艦建造問題、一九六四—一九六五年

小林弘幸

- 一 はじめに
- 二 イギリスの「独自核抑止力」
- 三 「ナットソー協定の再交渉」
- 四 ウィルソン政権の発足と検討の開始
- 五 MISC一六とANF
- 六 「チェッカーズ会合」
- 七 防衛省の抵抗
- 八 建造数の決定
- 九 おわりに

一 はじめに

イギリスの核兵器の歴史を紐解くと、「イギリスの独自核抑止力 (Independent British nuclear deterrent)」や、「独自核抑止力 (Independent nuclear deterrent)」、あるいはそれに類する言葉に頻繁に出会うことになる。これらの言葉は明確な定義を持つわけではないが、大まかには、いずれも、「イギリスが単独、あるいは適当であると考える国との協調の上で最終的な使用、不使用を決定出来る」戦略核抑止力のことを指していると言える。⁽¹⁾

イギリスの「独自核抑止力」と呼ばれるものの起源は、第三次チャーチル (Winston S. Churchill) 政権 (一九五二―五五年) の防衛政策によって生まれた核戦力に求めることが出来るが、一九五〇年代後半、それは、生まれて早々危機に瀕した。米ソの核軍拡競争が「ミサイル時代」に突入する中、イギリスの「独自核抑止力」は爆撃機によって構成されており、効果的な抑止が期待出来なくなってしまうからである。一九五七年に誕生したマクミラン (Harold Macmillan) 政権は「独自核抑止力」を救うべく、一九六二年一二月、アメリカと「ナッソー協定 (Nassau Agreement)」に合意した。これによりイギリスは、アメリカからポラリス (Polaris) ・ミサイルの提供を受け、それを搭載するための潜水艦は自国で建造することとなった。マクミラン政権はその後、ポラリス・ミサイルを搭載するための「五隻」の潜水艦の建造を決定した。これによって、少なくともしばらくの間は、イギリスの「独自核抑止力」は生き延びるかに思われた。

しかし、「ナッソー協定」から僅か二年後、「独自核抑止力」の先行きはまたも不透明なものとなった。「ナッソー協定」に従って潜水艦が建造されている最中の一九六四年一〇月に行われた総選挙で労働党が、マニフェストに「ナッソー協定の再交渉」を掲げたのである。労働党はこれの意味するところについて明確に説明することを避けた

が、それは有権者やメディアに、ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦の建造中止、すなわち「独自核抑止力の放棄」を意味しているという「印象」を与えた。しかし、発足したハロルド・ウィルソン (Harold Wilson) の労働党政権は、この「印象」に反し、ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦の建造続行を決定した。そして潜水艦の建造続行が決定されると、政権内における議論は、「数」の問題、つまり「何隻の潜水艦を建造するか」に移行し、最終的には一九六五年一月二十九日、「四隻」の潜水艦の建造が決定された。マクミラン政権下ではイギリスは「五隻」の潜水艦を建造することになっていたので、これは言い換えれば、「一隻のキャンセルを決定した」ということでもある。

本稿の目的は、第一次ハロルド・ウィルソン政権は、何故ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦の建造続行を決定したのか、そして何故「建造数」を「四隻」としたのかを明らかにすることである。その際に、ウィルソン政権がイギリスの「独自核抑止力」についてどのように考え、それが決定に如何なる影響を与えたのかに着目する。

第一次ハロルド・ウィルソン政権期におけるポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題はこれまで主に、アメリカによって提案された北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) 内での核戦力共有構想、いわゆる「多角的核戦力 (Multilateral Force: MLF)」構想と、その対案としてイギリスによって提案された「大西洋核戦力 (Atlantic Nuclear Force: ANF)」構想についての研究の中で言及されてきた⁽²⁾。しかし、これらの研究の焦点はあくまでも NATO 内での核戦力共有問題にあり、イギリスのポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題については、簡単に触れられている程度である。

第一次ウィルソン政権期におけるポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題そのものを歴史資料を用いて詳細に検討した研究としては、ギル (David James Gill) による論文が存在する⁽³⁾。ギルの論文は、ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題を巡る政策決定過程を丁寧を追っているが、その目的はこの決定過程を追跡することそのものにあり、特別な議論が提示されているとは言い難い。それに対し本稿は、ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題をイギリ

スの「独自核抑止力」の歴史の中に位置付けて考察する。

二 イギリスの「独自核抑止力」

イギリスの「独自核抑止力」の起源は、第三次チャーチル政権（一九五二～五五年）に求めることが出来る。チャーチル政権は、朝鮮戦争などによって増大した防衛費を抑制するために核抑止に大きく依存した防衛政策を採用し、さらに、イギリスとアメリカ（を中心とした同盟）では、優先すべき攻撃対象が異なる可能性があることを大きな理由として、同盟から独立してイギリスが自由にコントロール出来る核戦力の構築を目指した。これがイギリスの「独自核抑止力」の起源である。⁽⁴⁾

一九五七年一月に成立したマクミラン保守党政権は「独自核抑止力」の維持に固執したが、それは、「自立のための依存」とも言うべき、ある種の「捩れ」を伴ったものであった。マクミラン政権は、核兵器の運搬手段をアメリカに「依存」しながらも、管理・運営上の独立性を堅持することによって、「独自核抑止力」を保持しようとしたのである。⁽⁵⁾ マクミラン政権が核分野において採ったこの「自立のための依存」政策のハイライトは、一九六二年に起きた「スカイボルト (Skybolt) 危機」と、それを収束させるために英米間で合意された「ナッソー協定」である。

一九六〇年三月、マクミランはアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 米大統領とキャンブ・デービッドで会談を行い、開発中の空中発射弾道ミサイル・スカイボルト、もしくはその代替として潜水艦発射中距離弾道ミサイル・ポラリスをアメリカがイギリスに提供する合意を取り付けた。イギリスがこれらのミサイルの提供をアメリカに望んだのは、その時点でイギリスの核装備が脆弱なものであり、ソ連に対する効果的な核抑止が期待出来なかったからである。⁽⁶⁾ マクミラン政権は、アメリカからスカイボルト、もしくはポラリスの提供を受けることで、イギリスの「独自

核抑止力」を維持しようとしたのである。

ところが、一九六二年一二月、アイゼンハワー政権からケネディ (John F. Kennedy) 政権へと政権が移っていたアメリカは突如として、スカイボルト製造計画の中止をイギリスに通告した。ケネディ政権がスカイボルト製造計画を中止したのは、マクナマラ (Robert McNamara) 国防長官が、スカイボルトは費用対効果の面で重大な欠陥があると判断したからである。⁽⁷⁾ アメリカからスカイボルトの提供を受けることによって「独自核抑止力」を維持しようと考えていたマクミラン政権にとってこれは大きな打撃であり、この問題は英米関係を急速に悪化させた。これが、いわゆる「スカイボルト危機」である。

この「スカイボルト危機」を収束させるべく、一九六二年一二月一八日から、英領バハマ諸島のナツソーで英米首脳会談が開かれた。そして一二月二日に合意されたのが、「核防衛システムに関する声明」、いわゆる「ナツソー協定」である。⁽⁸⁾

「ナツソー協定」の第一のポイントは、第八項において、アメリカはスカイボルトに代わり、原子力潜水艦搭載用の (弾頭抜き) ポラリス・ミサイルをイギリスに提供することが確約されたことである。そして、ミサイルを搭載するための潜水艦はイギリスが建造するとされた。「ナツソー協定」では、イギリスが建造する潜水艦の「数」までは確定されなかったが、その後マクミラン政権は建造する潜水艦の「数」を「五隻」に決定した。⁽⁹⁾

第二のポイントは、同じく第八項において、ポラリスを装備したイギリスの潜水艦は、当時アメリカがその実現を目指していたNATOの「多角的核戦力 (Multilateral Force: MLF)」に提供されることが明記されたことである。MLFは、非核保有国 (主に西ドイツが想定された) に核兵器への一定のアクセスを与えることで核の拡散を防止することを主目的とした同盟内での核共有構想であり、その後二五隻の水上艦で戦力を構成する案に発展していくが、「ナツソー協定」の段階では、戦力は潜水艦で構成されることが想定されていた。⁽¹⁰⁾

第三のポインントは、「イギリス政府が、究極的な国益 (supreme national interest) が危険にさらされると判断した場合」、イギリスは同国のポラリス・ミサイル搭載型潜水艦をMLFから独立させて運用出来る、と規定されていたことである。

つまりイギリスは、(一) ポラリス・ミサイルの提供を受けることで、「独自核抑止力」を維持することが可能になったが、(二) その「独自核抑止力」は、通常時、MLFの中に組み込まれ、(三) 「究極的な国益が危険にさらされ」たと判断した場合、イギリスは「独自核抑止力」をMLFから独立させることが出来る、という若干複雑な形で、何とか「独自核抑止力」を維持することが出来るようになったのである。「ナッソー協定」はまさに、「自立のための依存」というマクミラン政権の核政策のある種の「捩れ」を象徴するものであった。

一九六三年一〇月一九日、イギリスの政権は、マクミランから同じ保守党のダグラス・ヒューム (Alec Douglas-Home) の手へと移るが、ダグラス・ヒューム政権はわずか一年の短命に終わることとなる。そして、「ナッソー協定の再交渉」を公約として掲げる、ハロルド・ウィルソン労働党政権が、その後を襲うのである。

三 「ナッソー協定の再交渉」

一九六四年一〇月の総選挙の際に発表したマニフェストで労働党は、保守党政権が「ナッソー協定」によって維持したと喧伝している「イギリスの独自抑止力 (independent British deterrent)」は、実のところ「独自の」ではなく、「イギリスの」ではなく、「抑止」もしない」とした上で、「我々はナッソー協定の再交渉を提案する」と謳った。この「ナッソー協定の再交渉」という文言は、一般に、「ナッソー協定」に基づいて行われているポラリス・ミサイル搭載型潜水艦の建造中止、すなわち「独自核抑止力の放棄」を意味しているという印象を与えた。⁽¹³⁾

「ナツソー協定の再交渉」という文言を含むマニフェストの防衛に関するパートは、党首であるウィルソン自らの手によって執筆されているが、ウィルソンは、それが具体的に何を意味しているか明らかにすることを避け、ポラリスを破棄するとは明言しなかった。⁽¹⁴⁾ この文言がマニフェストに盛り込まれたこと、そしてその具体的な内容にまで踏み込まなかったことの背景には、核を巡る深刻な労働党内の党内対立と、そしてウィルソンの党首としての立場の脆弱さが存在していた。

一九五〇年代後半から一九六〇年代初頭にかけて、労働党内では、イギリスの核兵器の一方的破棄を主張する左派と、核兵器の保持を求める右派による激しい対立が生じた。一九六〇年の党大会で左派が提出した「一方的核軍縮決議案」が採択されたが、右派の党首であるゲイツケル (Hugh Gattzell) がその受け入れを拒否し、翌年それを撤回させたのは、その対立のクライマックスであった。⁽¹⁵⁾

一九六三年、ゲイツケルの突然の死を受けて党首となったウィルソンは、左右両陣営の「調停者」の様な形で党内で浮上した政治家である。⁽¹⁶⁾ したがって、ウィルソンは、左右どちらの陣営にも確たる基盤を持たず、党首として、そして首相としての彼の立場は非常に脆弱なものであった。⁽¹⁷⁾

この「独自核抑止力の放棄」を想起させる文言は、「一方的核軍縮派」を満足させることを計算に入れて書かれた。⁽¹⁸⁾ 一方、党内の右派に属し、ウィルソン政権では防衛相を務めることとなるヒーリー (Denis Healey) に言わせれば、彼ら右派も、「ポラリスについては、NATOの戦略における変化程には関心が無」く、「核の仕掛け線 (nuclear tripline) による抑止を離れて、通常兵器による防衛に向かうことを望んでいた」。⁽¹⁹⁾

つまり左派も右派も、「ナツソー協定の再交渉」には異論が無かったが、それに期待することは微妙に食い違っていたのである。「ナツソー協定の再交渉」という文言を巡る「曖昧さの主な原因は、明らかに、党の指導部が、抑止力に賛成する人々と反対する人々の双方の支持票を獲得しようとしていたからであった」。⁽²⁰⁾

おそらく、「ナツソー協定の再交渉」という文言を書いた時、ウイルソン自身、それが具体的に何を意味しているのか、分かっていたいなかった。この後見るように、それに具体的な意味が与えられたのは、「選挙期間中」のことだったのだ。

四 ウイルソン政権の発足と検討の開始

一九六四年一〇月一日、総選挙が行われ、労働党は一三年ぶりに政権の座に就いた。ウイルソンは回顧録で、自身の政権がポラリス・ミサイル搭載型潜水艦（以下、「ポラリス潜水艦」という略称も用いていく）の建造続行を決定した理由を、政権に就いて間もなくの頃、野党時代には接することが出来なかつた情報を見てみると、「潜水艦の建造は引き返し不可能地点を越えている（past the point of no return）ことが明らかになり、法外な費用を払うのでなければ、それらをキャンセルすることが出来なかつた」からであると説明している。⁽²¹⁾ このウイルソンの「引き返し不可能地点通過論」は、ウイルソン政権が潜水艦建造を続行した理由としてしばしば採用されてきた。⁽²²⁾ しかし、これは事実ではない。

政権発足直後、防衛相となったヒーリーは防衛省に、建造中のポラリス潜水艦を対潜原子力潜水艦（ハンター・キラー）に転換する場合にかかる費用についてのレポートの作成を命じた。ハンター・キラーは対潜潜であり、「核抑止力」としては機能しないので、建造中のポラリス潜水艦を全てハンター・キラーに転換した場合、イギリスの「独自核抑止力」は事実上消滅することになる。このレポートでは、費用の面から見れば、ポラリス潜水艦をハンター・キラーに転換することは十分に可能であることが示されている。⁽²³⁾ 実は、一九六四年二月の議会での答弁で、まだ野党議員であったヒーリーは、「もし同盟国がイギリスのポラリスを必要としないといないと我々が判断した場合、それらの

潜水艦をハンター・キラー潜水艦に転換することに少しの躊躇も感じないであろう」と発言していた。⁽²⁴⁾ これを聞いた海軍が、労働党が政権に就いた場合に備え、ポラリス潜水艦のハンター・キラーへの転換が可能なように準備していたのである。⁽²⁵⁾

ヒーリーの回顧録によれば、ヒーリーはこの情報をウィルソンと外相のゴードン・ウォーカー (Patrick Gordon Walker) に伝えたが、ウィルソンとゴードン・ウォーカーは、この情報を「他の閣僚には知らせないように」と、ヒーリーに釘を刺した。⁽²⁶⁾ その理由は問もなく明らかとなる。

ヒーリーはこの時同時に、ポラリス潜水艦の「建造数(建造するとすれば、何隻建造すべきか)」についてのレポートの作成も命じている。このレポートでは、「もし目的が、効果的な独自管理の国家抑止力 (credible independently-controlled national deterrent)」にあるならば、「建造数」は「五隻」が望ましいとされ、「作戦上の要因」からその理由が述べられている。ここでは、「効果的な抑止力」とは、ソ連を「受け入れ難いレベルまで破壊する」(ソ連の二〇の主要都市を破壊することが想定されている) ことが出来る能力と定義され、イギリスが「効果的な抑止力」を保持するためには、三二のミサイルが常に発射準備態勢になければならないとしている。一隻の潜水艦は一六のミサイルを搭載出来るので、三二のミサイルを発射準備態勢に置くためには二隻の潜水艦が任務に就いていなければならない。しかし潜水艦は定期的にメンテナンスが必要のため、潜水艦を四隻以下にした場合、ローテーションのサイクル上、任務に就いている潜水艦が一隻、あるいはゼロになる期間が出来てしまう。したがってイギリスが「効果的な抑止力」を保持するためには、五隻の潜水艦が必要となるというのが、ここで展開されているロジックである。⁽²⁷⁾ この後ヒーリーは防衛省に、「三隻の潜水艦での任務」の可能性ついて念を押す様に尋ねたが、回答はやはり否定的なものであった。⁽²⁸⁾

五 MISC一六とANF

一九六四年一月二日、首相官邸で第一六回非常設内閣委員会（以下、MISC一六）が開かれた。この委員会の正式な出席者は、首相のウィルソン、外相のゴードン・ウォーカー、防衛相のヒーリーの三名のみであり、これは、「イギリスの核政策決定の歴史において最小の内閣委員会」であった。⁽²⁹⁾ その後のイギリスの核政策を大きく左右することになる重要な方針決定は、この「史上最小の内閣委員会」においてなされた。⁽³⁰⁾

三人はMISC一六において、アメリカのMLF構想へのイギリスの対案として、「大西洋核戦力 (Atlantic Nuclear Force: ANF)」構想を推進することに合意した。ANFは、船員の構成、核発射の拒否権などの点で、アメリカのMLFをイギリスにも受け入れ易いように一部改変したものである。⁽³¹⁾

ANF構想の内容は複雑かつ詳細なものであり、その目的や意図も多岐に渡るため、その全てをここで見ることはしないが、本稿の議論との関わりで重要なことは、大きく二点ある。まず第一のポイントは、この戦力の一部としてイギリスは、V型爆撃と「三隻のポラリス潜水艦」を提供するとされたことである。この会合の議事録では、イギリスが「ポラリス潜水艦」を提供すべき理由は述べられていないが、後述の「チェッカーズ会合」においてそれは、「我々の交渉上の立場 (bargaining position) は大部分、我々が出来る貢献の規模にかかっている」と説明されている。⁽³²⁾ つまり、提供する戦力での貢献度を上げることで、ANFとMLFを巡る交渉の他の様々な点でアメリカの譲歩を引き出そうと考えたのである。

ウィルソン政権が潜水艦建造を続行した理由としてウィルソンの「引き返し不可能地点通過論」を採用している者は、ANFを、仕方なく建造せざるを得なくなったポラリス潜水艦の「受け皿」として捉えている。つまり、ポラリ

潜水艦の建造をキャンセルすることは難しかったが、マニフェストで「独自核抑止力を放棄する」という印象を与えてしまった以上、それをそのままイギリスの「独自核抑止力」として用いることはためらわれた。しかも、労働党はマニフェストで「MLFに反対する」とも明言していたので、それをMLFに提供することは出来なかった。そこで、「独自核抑止力」でもMLFでもないポラリス潜水艦の使い道を探る必要性が生じ、それがANFが構想された理由の一つであるというのがその議論である。⁽³⁴⁾しかし、事実は逆であった。ウィルソン政権は、ANFに提供するために、ポラリス潜水艦の建造続行を決定したのである。

二点目は、イギリスがANFに提供した戦力は、「NATOが存続する限り」、ANFに参加し続けるとされた点である。⁽³⁵⁾先にも見た様に、「ナットソー協定」では、「イギリス政府が、究極的な国益 (supreme national interest) が危険にさらされると判断した場合」、同国のポラリス潜水艦をMLFから独立させて運用出来る、と規定されていた。⁽³⁶⁾

これは、イギリスが自国の判断に基づいて比較的容易に「独自核抑止力」を回復出来ることを意味している。しかし、ANFでは、イギリスはNATOが解体された時にのみ「独自核抑止力」を回復することが出来、自国の判断のみに基づいてそれを行うことが出来ないのである。ウィルソン政権は、「NATOが解体される」というほぼ非現実的なところまでその条件を吊り上げることで、イギリスがANFに提供することで一度手放した「独自核抑止力」を回復する意思が無いことを、明確にしようとしたのである。

この『究極的な国益条項』の撤回⁽³⁷⁾は、ウィルソンが「選挙期間中に」思いついたアイデアだとされている。ウィルソンは、「ナットソー協定」の「究極的な国益条項」を撤回することで、「ナットソー交渉の再交渉」というマニフェストの誓約を守り、「独自核抑止力」の放棄を望む左派を満足させることが出来ると考えたのである。⁽³⁷⁾

潜水艦の提供を決めた理由は明らかであったが、この時点でその「数」を「三隻」としていた理由は、明白でない。MISC一六での議論は、各省庁が共同で作成したペーパーを土台として行われている。このペーパーは、イギ

リスはV型爆撃機とポラリス潜水艦を戦力として提供すべきとしているが、しかしここでは、提供すべき潜水艦の「数」は、「アメリカが提供する潜水艦と同等程度」と述べられているだけで、具体的な数字は言及されていない。⁽³⁸⁾

MISC一六では、「三隻」の潜水艦は、「NATOが解体した場合、我々が受け入れ可能な最小限の戦力（minimum force）である」とされている。つまり、もしNATOが解体し、ANFから返還された戦力でイギリスが同盟に頼らず完全に自衛しなければならぬような事態が起こった場合、必要となる最低限の戦力が「三隻」であるというのが、ここで言われていることである。しかしこれは、先に見た、「効果的な抑止力」を保持するためには「五隻」の潜水艦が必要であり、「三隻」での任務は難しいという、防衛省の見積もりとは辻褄が合わない主張である。⁽³⁹⁾ ヒーリーが防衛省の見積もりをウィルソンとゴードン・ウォーカーに隠蔽したとは考えにくいので、この「三隻」という数字は、防衛、安全保障、戦略上の考慮を反映したものとは言い難い。おそらくこの時点で「三隻」というのは、取り敢えず置かれた「仮」の数字であったのだろう。その証拠に今後「三隻」という数字は全く既定路線にならず、「建造数」を巡る議論が続いていくことになる。

いずれにせよ、総選挙での勝利から未だ一カ月経たないこの時点で、首相、外相、防衛相の中で、ポラリス潜水艦の建造を継続するというコンセンサスが形成されたのだが、それは「独自核抑止力」の維持のためではなく、ANFへの提供がその目的だったのである。

六 「チェッカーズ会合」

一〇月二日から二二日にかけて行われた第一七回非常設内閣委員会（MISC一七）、通称「チェッカーズ会合」は、翌月に予定されていた英米首脳会談に備えるため、関係閣僚、高官が出席してウィルソン政権の対外政策、防

衛・安全保障政策の基本路線を定めた重要な会議であり、この会合の全体は既に、いくつかの研究において詳細に検討されている。⁽⁴⁰⁾したがって、ここでは潜水艦建造問題に関係する議論にのみ焦点を絞って見ていく。

潜水艦建造を巡る各アクター間の駆け引きは、会合の前から既に始まっていた。MISC一六の後大蔵省は、「チェッカーズ会合」で潜水艦建造問題が大きく取り上げられるであろうことを見据え、潜水艦建造費用についての検討を本格的に始め、防衛省に建造費用についての情報の提供を求めた。⁽⁴¹⁾しかし、防衛省は理由を明白にせずにそれを拒否したため、大蔵省は強く抗議した。⁽⁴²⁾結局防衛省から大蔵省への情報の提供はなされたが、それは「チェッカーズ会合」の前日のことであつた。さらに、大蔵省は防衛省から提供された建造費用に関する情報の何点かに疑問を持ち、より詳細な説明を求めたが、防衛省はそれを拒否したのである。⁽⁴³⁾したがって「チェッカーズ会合」の議論でインシアティブを握っていたのは防衛省であつたが、それでも、これから見ていくように、防衛省は議論の趨勢をコントロール出来なかつた。

「チェッカーズ会合」では、合計四回の会合が持たれたが、ポラリス潜水艦に関する議論が行われたのは、この内の第三回と第四回の会合である。第三回の会合では、外相のゴードン・ウォーカーからANF構想が説明され、ANF構想の推進について他の出席者から概ね合意が得られた。⁽⁴⁵⁾これを受け、第四回の会合ではANFの詳細について議論が交わされ、その中でANFに提供する潜水艦の「数」についても話し合われた。⁽⁴⁶⁾

ANFに提供する潜水艦の「数」に関する議論は、防衛省が作成したペーパーに基づいて行われている。このペーパーはまず、ポラリス潜水艦に関する「現在の状況」を説明し、建造数が「五隻」、「四隻」、「三隻」の各々の場合についてのメリットやデメリットを述べている。そして、「五隻」の場合が、「純粹に戦略的な観点から見れば最も望ましい」⁽⁴⁷⁾く、それによって「イギリスはANFに大きな貢献をなすことが出来、したがって、より少数の潜水艦を提供する場合より、我々が望む政治的・戦略的対価を得るための交渉において強力な梃子を獲得することが出来る」と評価

している⁽⁴⁷⁾。

明らかに「五隻」を推奨する防衛省のペーパーに基づいて行われたにも関わらず、「チェッカーズ会合」の議論では「五隻」という選択肢は、「二隻」と共に真つ先に排除された。「二隻の潜水艦は我々の目的を達成するには不十分であり、五隻の潜水艦の提供は不必要に多い」というのが議論の出席者達の共通見解であった。「五隻」が「不必要に多い」というのは、「財政、経済的な観点からの異論は別にしても」、イギリスが提供する戦力が大き過ぎると、他の国もそれに釣り合うように提供する戦力を増やそうとし、結局ANFより大きな戦力構成を想定しているアメリカのMLFの方が好ましいという方向に同盟内での議論が流れるという危惧があったからである⁽⁴⁸⁾。

したがって、議論は主に「三隻か四隻か」を巡って行われた。「三隻」を主張する参加者達が強調したのは、「三隻の潜水艦は効果的な独自抑止力 (credible independent deterrent) には成り得ないので、イギリスが将来に渡って (引
用者注: 核兵器の) 独自の国家管理 (independent national control) を再び獲得するつもりがないことを明白にすることが出来る」ということであった。つまり、イギリスが「独自核抑止力」を放棄することを明確に示すため、「三隻」にすべきだというのが、この主張である。一方、「四隻」を主張する参加者達は、アメリカから譲歩を引き出すために提供する戦力は一隻でも多い方が良くと論じた。「三隻派」の重点はANFにボラリス潜水艦を提供することで「イギリスが独自核抑止力を放棄する」ことにあり、「四隻派」の重点は、「それを交渉カードに使うためアメリカから譲歩を引き出す」ことにあった。ここでの議論は取り敢えず、「三隻」が良いのではないかとという結論に落ち着いた⁽⁴⁹⁾が、これは「四隻」の可能性を排除するものではないとされた。

MISC一六と「チェッカーズ会合」はアドホックな委員会であり、主要な関係閣僚は参加していたものの、そこでの決定が政府を正式に拘束するわけではなかった。イギリス政府としての正式な路線決定は、「チェッカーズ会合」直後の一月二六日に行われた、全ての閣僚が集まる正式な閣議においてなされた。ここで、来るべき英米首脳

会談でANF構想をアメリカに提案することが、イギリスの政策として正式に承認されたのである。⁽⁵⁰⁾ これは同時に、ANFにイギリスがポラリス潜水艦を提供すること、すなわちポラリス潜水艦の建造続行が政府の正式な政策となつたことを意味している。

しかし、建造する潜水艦の「数」はこの場でもまだ定まらなかつた。ここでは、「ポラリス潜水艦計画における建造数の削減は、必要となる条件に関する、より詳細な検討を経なければ決定できない」とされただけであつた。⁽⁵¹⁾

七 防衛省の抵抗

一二月七日、八日に行われた英米首脳会談でイギリスからアメリカへANFの提案がなされた。⁽⁵²⁾ これにより、ANF構想の推進は国際的にもイギリスの公式な政策となり、ウィルソン政権はイギリスがANFを提供する戦力を早期に確定させる必要に迫られることになつた。

チェッカーズ会合後、防衛省は、「五隻」の建造を前提として計画を進め、装備品などの調達を行おうとしていた。⁽⁵³⁾ これを知つた大蔵省は防衛省に、「チェッカーズ会合の議事録を見れば、閣僚達が事実上五隻目の排除を決定し、三隻目と四隻目の建造の可能性については完全にオープンなままにしておくことを望んでいることは明らかである」と、「五隻」の建造を前提とした計画推進を諫める書簡を送つた。⁽⁵⁴⁾ しかし、防衛省は、「我々は『閣僚達が事実上五隻目の排除を決定し』たという趣旨の指示は受けていない」と反論し、「五隻」の線で計画を進めることに変わりはないことを宣言したのである。⁽⁵⁵⁾

しかし、「五隻」を望む防衛省の姿勢は、そのトップである大臣には共有されていなかった。一二月二日、ヒリーはウィルソンに、潜水艦建造数の早期決定を促す覚え書きを渡した。その覚え書きにおいてヒリーは、「大西

洋核戦力に関する我々の提案におけるある種のコーナー・ストーンとしてポラリス潜水艦建造計画を継続すべきことは、今や火を見るより明らかとなった」とした上で、防衛・対外政策委員会 (Defence and Oversea Policy Committee: DOPC) メンバーに提案する予定の草稿を添付したが⁽⁵⁶⁾、そこには、「チェッカーズ会合で述べた理由により」、「我々は、既に建設中の四隻の潜水艦は完成させること、そして五隻目に関してはキャンセルすることを決定し、それを公にすべきである」と記されている⁽⁵⁷⁾。

ヒーリーのこの覚え書きが、どの程度防衛省の高官、あるいは軍部と調整された上で送られたのかは不明である。しかし、おそらく防衛省は「五隻」を諦めたわけではなかった。

この頃、ポラリス潜水艦の建造数を左右する新たな事態が生じていた。一二月初頭、ロンドンを訪問したインドのシャストリ (Lal Bahadur Shastri) 首相がウイルソンとの会談に臨み、インドが、中国の核の脅威に対抗するために、米ソからの核の傘の提供を望んでいることを明らかにしたのである⁽⁵⁸⁾。シャストリが望んだのは、「米ソから」の核の傘の提供であったが、ウイルソン政権は、そこにイギリスも参画し、「米・英・ソ」の三カ国でインドに核の傘を提供する構想の検討を始めた⁽⁵⁹⁾。

おそらく防衛省はこれを、ポラリス潜水艦の建造数を増やす好機と捉えた。ヒーリーが、建造数の違いが「スエズ以東」へのポラリス・ミサイル搭載型潜水艦の配備に及ぼす影響の検討を命じると、防衛省は、ANFとの両立を前提とすれば、五隻の潜水艦が建造された場合のみ、その内の一隻を「スエズ以東」に配備することが可能であると結論付けたのである⁽⁶⁰⁾。しかし、防衛省が望む「五隻」が、政府内で重要な選択肢となることはなかった。

八 建造数の決定

一月二日にヒーリーがウィルソンに送った、「四隻」の建造と五隻目のキャンセルを提案するペーパーはその後若干修正され、六五年一月六日、DOPCの全メンバーに配布された。⁽⁶¹⁾ これを受け取ったゴードン・ウォーカーもウィルソンに、建造数を「四隻」とするヒーリーの主張に完全に同意する旨の書簡を送った。⁽⁶²⁾ これを受けウィルソンは、この問題を次回のDOPCで取り上げること承認した。⁽⁶³⁾

これに対抗するように、「三隻」を望ましいと考える大蔵省もペーパーを用意し、一月二日、DOPCメンバーに蔵相キャラハン (James Callaghan) の名前で配布された。ペーパーは、「イギリスの経済的な立場」を考えれば、早期に四隻目と五隻目をキャンセルしなければならないという見解を表明すると共に、イギリスの「独自核抑止力」の問題に関して、「私は、独自抑止力 (independent deterrent force) の文脈で考えれば、三隻より四隻の方が望ましいということは理解している。しかし、我々は今、我々のANFに関する提案の文脈において議論しているのである。私は、ANFの文脈で四隻の潜水艦が我々の交渉上の立場を改善するとは思えない。何故なら、(引用者注：ANFに提供する潜水艦の数を四隻にした場合) イギリスは、巧妙な偽装 (ingenious disguise) の下で自身の独自抑止力を保持しようとしているという議論を呼ぶ可能性があるからである」としている。⁽⁶⁴⁾ つまり、建造する潜水艦を「四隻」にした場合、イギリスは本気でANFを実現するつもりはなく、それを口実としてポラリス潜水艦を建造し、結局はそれを「独自核抑止力」として使うつもりなのではないか、という疑念を他国が持つ可能性があるため、「建造数」を「三隻」とし、イギリスはポラリス潜水艦を「独自核抑止力」として用いるつもりがないことを明白にするべきだというのが、ここで言われていることである。

「三隻派」と「四隻派」の主張が出揃い、ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造数の最終的な決定は、一九六五年一月二九日のDOPCで議論の上、なされることとなった。DOPCでの議論は、ヒーリーとキャラハンのペーパーに基づいて行われた。⁽⁶⁶⁾

まずヒーリーが、何故「四隻」が望ましいかを説明したが、それは基本的には「チェッカーズ会合」の「四隻派」の主張を繰り返したものであり、「四隻」の「交渉カード」としての効果が強調された。注目すべきは、この時ヒーリーは、「もしANF創設の交渉が失敗するか、北大西洋条約機構が解体された場合、三隻の潜水艦は効果的な抑止力 (credible deterrent) には成り得ない」としていることである。⁽⁶⁷⁾ つまり、ここでヒーリーは、建造された潜水艦を「独自核抑止力」として使う可能性を考慮に入れるべきであると主張しているのである。

キャラハンは、一月一二日の自らのペーパーの内容をほぼそのまま繰り返し返した。⁽⁶⁸⁾ その後議論はかなり長時間続いたようで、残された議事録には発言者の氏名を省略した議論の要点のみが記されているが、最終決定はウィルソンの一存に委ねられたようだ。ウィルソンは、「三隻の内一隻にアクセシビリティがあつた場合、我々の立場が弱くなることを特に考慮し、(強調引用者)、「四隻の方が望ましい」とする方に議論の趨勢は傾いたという合意に達したと宣言し、建造数は四隻に決定された。⁽⁶⁹⁾ ここで言っている「我々の立場」が、「アメリカとの交渉上の立場」を指していることは明らかである。キャラハンとヒーリーの主張には、「独自核抑止力」の問題を巡る重要な差異が存在しているが、ウィルソンは、結局、一言も「独自核抑止力」の問題に言及せず、「交渉カード」としての有効性を理由に、「建造数」を「四隻」に決定したのであつた。

九 おわりに

本稿の考察により、次の二点が明らかとなった。まず、第一に、ウィルソン政権がポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造の続行を決定したのは、それをANFに提供するためであった。第二に、建造数を「四隻」とするという決定は、(一)交渉上の立場を有利にするためにはイギリスの貢献度を可能な限り上げることが望ましいが、(二)イギリスが提供する戦力が大き過ぎると、他の国もそれに釣り合うように提供する戦力を増やそうとし、結局ANFより大きな戦力構成を想定しているアメリカのMLFの方が好ましいという方向に同盟内での議論が流れる危険性があることを考慮し、「五隻」は「不必要に多い」と考えたからであった。

「三隻派」の『「独自核抑止力」を放棄する意思を明白にするために『三隻』とすべき』という主張は退けられたが、それはウィルソン政権が『「独自核抑止力」を放棄する意思』が無かったからではない。

結局「建造数」を最終的に「四隻」と決定したのはウィルソンであったが、ウィルソンは、「独自核抑止力」の問題に全く言及せず、交渉上の有効性の観点から決定を行った。「三隻派」と「四隻派」には、『「独自核抑止力」の放棄」をどの程度重視するかという点について差異が存在していたが、ウィルソンは、この問題に踏み込むことを避けた。「NATOが存続する限り」イギリスは戦力を提供し続けるという内容をANFに盛り込むことで左派を満足させ、建造数を「四隻」とすることで、右派を満足させる。そして、「独自核抑止力」の問題には、全く言及しない。ここには、左派と右派の狭間で微妙な党内的立場にある首相ウィルソンの姿が、はっきりと刻印されている。ウィルソンは、ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦の建造を決定しながら、イギリスの「独自核抑止力」をどうするかという問題を「棚上げ」したのである。

ポラリス・ミサイル搭載型潜水艦建造問題を巡る政権内での議論の中で、「冷戦」や「デタント」、「同盟の現状」といった、国際政治状況についての言及がほとんどなされなかったことも、注目すべきであろう。これを、単にウィルソン以下、イギリス政府閣僚、高官達の国際政治状況への無関心、不見識と切って捨てることは出来ない。ここには、「イギリスの核兵器が国際政治状況から遊離して語られ得るという事実」、「イギリスの核兵器の存在理由（イギリスの核兵器は何の役に立つのか）の曖昧さ」、という、本質的な問題が影を落としているように思われる。しかし、この問題について深い考察を加えることは、本稿の射程を大きく超えるものであるため、これについては今後の課題とした。

いずれにせよ、ANFはその後の展開の中で潰えることになり、それと前後する様にウィルソン政権はインドへの核の傘の提供にポラリス潜水艦を用いる案に傾斜していくが、そちらも実現しなかった。⁷⁰⁾そして結局イギリスの手元に残ることになった四隻の潜水艦は、一九九〇年代にトライデント (Trident) ・ミサイル搭載のヴァンガード (Vanguard) 級潜水艦にバトン・タッチするまで、二〇〇年あまりに渡ってイギリスの「独自核抑止力」を担っていくことになるのである。

- (1) The National Archives, Kew, UK (hereafter TNA), CAB 128/39, C. (65) 35, 29 Feb. 1960.
- (2) アメリカによる「MLF」構想については数多くの研究が存在しているが、代表的なものとしては、Frédéric Bozo, translated by Susan Emanuele, *Two Strategies for Europe: De Gaulle, the United States, and the Atlantic Alliance* (Ithaca: Rowman & Littlefield, 2001), 小島かおる「ジョージ・ボールと『大西洋パートナーシップ』構想——多角的核戦力 (MLF) 問題を中心に」『法学政治学論究』第四四号 (二〇〇〇年)、牧野和伴「MLF構想と同盟戦略の変容 (I) (II)」『成蹊大学法学政治学研究』第二一卷—第二二卷 (一九九九—二〇〇〇年)、山本健太郎「MLF (多角的核戦力) 構想と『ゴッル外交』『法と政治』第五八巻、第三—四号 (二〇〇八年)。イギリスの「ANF」構想については、Susanna Schraf-

- steter and Stephen Twigg, "Trick or Truth?: The British AFN Proposal, West Germany and US Non-proliferation Policy, 1964-66," *Diplomacy and Statecraft*, Vol. 11, Issue 2 (2000); John W. Young, "Killing the MLF?: The Wilson Government and Nuclear Sharing in Europe, 1964-66," *Diplomacy and Statecraft*, Vol. 14, Issue 2 (2003); Terry Macintyre, *Anglo-German Relations during the Labour Governments 1964-70: NATO Strategy, Détente, and European Integration* (Manchester: Manchester University Press, 2007).
- (3) David James Gill, "Strength in Numbers: The Labour Government and Size of the Polaris Force," *Journal of Strategic Studies*, Vol. 33, Issue 6 (2010).
- (4) Andrew Pierre, *Nuclear Politics: British Experience with an Independent Strategic Force, 1939-1970* (Oxford: Oxford University Press, 1972), pp. 86-92.
- (5) 橋口豊「冷戦の中の英米関係——スカイホルト危機とナッシー協定をめぐって」『国際政治』第一二六号（二〇〇一年）五二頁。
- (6) Donette Murray Kennedy, *Macmillan and Nuclear Weapons* (London: Macmillan, 2000), p. 38. 一九六〇年時点でのイギリスの核戦力は、空軍所有の二〇〇機あまりのV型爆撃機によって構成されていた。John Simpson, *The Independent Nuclear State: The United States, Britain, and the Military Atom* (London: Macmillan, 1983), p. 247.
- (7) Murray, Kennedy, *Macmillan and Nuclear Weapons*, p. 67.
- (8) 以下特別な断りが無く限り、「ナッシー協定」の内容が、TNA, PREM 11/4229, Statement on Nuclear Defence Systems, 21 Dec. 1962。
- (9) TNA, CAB 128/36, C.C. (62) 76, 21 Dec. 1962.
- (10) TNA, CAB 128/38, C.M. (64) 14, 25 Feb. 1964.
- (11) M1Eにこころの詳細は、注(2)の各文献を参照のこと。
- (12) F. W. S. Craig (ed.), *British General Election Manifestos, 1900-1974, Revised and Enlarged ed.* (London: Macmillan, 1975), p. 245.
- (13) Dennis Healy, *The Time of My Life* (London: Michael Joseph, 1989), p. 245; Saki Dockrill, "Britain's Power and Influence: Dealing with Three Roles and the Wilson Government's Defence Debate at Chequers in November 1964," *Diplomacy and*

- Statkraft*, Vol. 11, Issue 1 (2000), p. 227.
- (14) J. W. Young, "International Factors and the 1964 Election," *Contemporary British History*, Vol. 21, No. 3 (2007), p. 356.
- (15) 一九六〇年代における労働党内の核兵器を巡る対立については、カ久昌幸「イギリス労働党の核兵器政策——一方的核軍縮運動の盛衰一九四五年—一九九一年(一)」『法学論叢』第二三二巻、第六号(一九九二年)。
- (16) 梅川正美、阪野智一、カ久昌幸編著『イギリス現代政治史』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)、九〇頁。
- (17) ウィルソンが党首になった一九六三年の党首選挙では、ウィルソンとブラウン(George Brown)で決選投票が行われているが、第一次ウィルソン政権で閣僚になることになる党員の大半は、ウィルソンではなくブラウンに投票している。Timothy Heppell, "The Labour Party Leadership Election of 1963: Explaining the Unexpected Election of Harold Wilson," *Contemporary British History*, Vol. 24, No. 2 (2010), p. 164.
- (18) Young, "International Factors and the 1964 Election," p. 356.
- (19) Healy, *The Time of My Life*, p. 245.
- (20) ショーン・ヘイリス／佐藤行雄「重家俊範・宮川眞喜雄訳『同盟の力学——英国と米国の防衛協力関係』(東洋経済新報社、一九八八年)、一三五頁。
- (21) Harold Wilson, *The Labour Government 1964-1970: A Personal Record* (London: Weidenfeld & Nicolson, 1971), p. 40.
- (22) ウィルソンの「引き返す不可能地点通過論」を採用した代表的な記述としては、Robert S. Norris, Andrew S. Burrows, Richard W. Fieldhouse, *Nuclear Weapons Data Book: Volume V, British, French, and Chinese Nuclear Weapons* (Oxford: Westview Press, 1994), p. 100; ショーン・ヘイリス『同盟の力学』一四一頁。ただしヘイリスは注で「これはあまり説得力のある議論ではない」と論歩を付けている(二五四頁)。
- (23) TNA, DEFE 13/350, Modification of Polaris Programme, 19 Oct. 1964.
- (24) Hansard, HC Deb, 26 February 1964, vol. 690 cc480-481.
- (25) Solly Zuckerman, *Monkeys, Men and Missiles: An Autobiography 1946-1988* (London: Norton, 1988), pp. 373-374. 著者のザッカーマンは、一九六四年〜一九六六年に防衛省主席科学顧問(Chief Scientific Adviser to the Ministry of Defence)の立場にあり、防衛政策に深くコミットしていた人物である。
- (26) Healy, *The Time of My Life*, p. 302.

- (27) TNA, DEFE 13/350, The case for 5 SSBNs, 19 Oct. 1964. なお「credible」という語が「抑止力」について使われる際、通管された「信頼出来る」と訳用されるが、日本語の語感上、本稿では敢えて「効果的な」という意識を用いている。
- (28) TNA, DEFE 13/350, Chief of the Naval Staff to the Secretary of State, 6 Nov. 1964.
- (29) Peter Hennessy, *Cabinets and the Bomb* (Oxford: Oxford University Press, 2007), p. 167.
- (30) TNA, CAB 130/212, MISC 16/1, Atlantic Nuclear Force, 11 Nov. 1964. 以下、この会合の内容についての記述は全部この資料に基づいたものである。
- (31) ANF の詳細な内容への展開については、注 (2) の各文献を参照のこと。
- (32) TNA, CAB 130/213, MISC 17/3rd meeting, 21 Nov. 1964.
- (33) Craig (ed.), *British General Election Manifestos, 1900–1974, Revised and Enlarged ed.*, p. 246.
- (34) ヲヤンク『回顧の文庫』一四〇—一四一頁。
- (35) TNA, CAB 21/6047, Atlantic Nuclear Force [MISC. 11/2 (Final)], 9 Nov. 1964.
- (36) TNA, PREM 11/4229, Statement on Nuclear Defence Systems, 21 Dec. 1962.
- (37) Dockrill, “Britain’s Power and Influence,” p. 227; Young, “Killing the MLP?,” pp. 300–301. ただし、ドクリルとヤンクが書くような様子は、ユーリー・カールン・ヤッカーが、これが自由の発案であると主張している。
- (38) TNA, CAB 21/6047, Atlantic Nuclear Force [MISC. 11/2 (Final)], 9 Nov. 1964.
- (39) TNA, DEFE 13/350, The case for 5 SSBNs, 19 Oct. 1964; Chief of the Naval Staff to the Secretary of State, 6 Nov. 1964.
- (40) 例として、Dockrill, “Britain’s Power and Influence”; 芝崎祐典「多角的核戦力 (MLF) 構想とウィルソン政権の外交政策、一九六四年」『ヨーロッパ研究』第三号 (二〇〇三年) など。
- (41) TNA, T 225/2587, Bennett to Pritchard, 13 and 17 Nov. 1964.
- (42) TNA, T 225/2587, Bennett to Nicholls, 19 Nov. 1964.
- (43) TNA, T 225/2587, Bennett to Hardman, undated.
- (44) TNA, T 225/2587, MISC 17/7, Atlantic Nuclear Force, 20 Nov. 1964.
- (45) TNA, CAB 130/213, MISC 17/3rd meeting, 21 Nov. 1964.
- (46) TNA, CAB 130/213, MISC 17/4th meeting, 22 Nov. 1964.

- (47) TNA, CAB 130/213, MISC 17/7, Atlantic Nuclear Force: The Size of the British Polaris Force, 20 Nov. 1964.
- (48) TNA, CAB 130/213, MISC 17/4th meeting, 22 Nov. 1964.
- (49) *Ibid.*
- (50) TNA, CAB 128/39, C.C. (64) 11, 26 Nov. 1964.
- (51) *Ibid.*
- (52) TNA, PREM 13/104, Record of a Meeting held at the British Embassy, and later at the White House, on 7 Dec. 1964, at 3:30 p.m.; Record of a Meeting held at the White House, on Tuesday, 8 Dec. 1964, at 12:15 p.m.; Record of a Meeting held at the White House, on Tuesday, 8 Dec. 1964, at 3:45 p.m.
- (53) TNA, T 225/2587, Note of discussion at the Treasury, 1 Dec. 1964.
- (54) TNA, T 225/2587, Bell to Penny, 4 Dec. 1964.
- (55) TNA, T 225/2587, Penny to Bell, 11 Dec. 1964.
- (56) 「防衛・対外政策委員会 (Defence and Oversea Policy Committee: DOPC)」は、重要な防衛、対外政策問題について政府とこの国会形成を行なうことを目的とした委員会であり、首相が議長を務め、関係閣僚が出席した (Dockrill, "Britain's Power and Influence," p. 214)。
- (57) TNA, DEFE 13/350, Healey to Wilson, 21 Dec. 1964.
- (58) TNA, DO 196/536, Record of Private talk between the Prime Minister and the Prime Minister of India, Mr. Shastri, at 4.15 p.m. at No. 10, Downing Street on Friday, 4 Dec. 1964.
- (59) インドに核の傘を提供するべきことの構想は、Susanna Schrafstetter, "Preventing the 'Smiling Buddha': British-Indian Nuclear Relations and the Commonwealth Nuclear Force, 1964-1968," *The Journal of Strategic Studies*, Vol. 25, No. 3 (2002), Matthew Jones and John W. Young, "Polaris, East of Suez: British Plan for a Nuclear Force in the Indo-Pacific, 1964-1968," *The Journal of Strategic Studies*, Vol. 33, No. 6 (2010)。
- (60) TNA, DEFE 13/350, Polaris Submarines-Deployment East of Suez, 13 Jan. 1965.
- (61) TNA, PREM 13/222, Healey to Wilson, 6 Jan. 1965.
- (62) TNA, PREM 13/222, Gordon Walker to Wilson, 11 Jan. 1965.

- (63) TNA, PREM 13/222, Wright to Meindo, 7 Jan. 1965.
- (64) TNA, T 225/2587, Bell to Clarke, 7 Jan. 1965; Bennett to Nicholls, 7 Jan. 1965.
- (65) TNA, CAB 148/19, Polaris Submarine Building Programme, Memorandum by the Chancellor of the Exchequer, 12 Jan. 1965.
- (66) TNA, CAB 148/18, O.P.D. (65) 5, 29 Jan. 1965.
- (67) Ibid.
- (68) Ibid.
- (69) Ibid.
- (70) ANFのその後の展開については、注(2)、インドへの核の傘の提供については、注(59)の各文献を参照のこと。

小林 弘幸 (こばやし ひろゆき)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会 日本国際政治学会、国際安全保障学会
専攻領域 イギリス外交史、国際関係史